

中川事務所新聞

第89号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【第三者保証人廃止へ】

2月28日、金融庁の発表によると、中小企業融資で連帯保証人を社長に限定すること、また、保証人に返済を求める場合も資産や収入に配慮するよう金融機関に求めるとのことです。

中小企業が融資を受ける際、以前は社長以外の第三者の保証人を要求されることがよくありました。最近はこういったことも少なくなり、ほとんど社長一人だけの保証人で片付くように



なっています。今回の発表は以前から議論されていたことで、現実が先行して扱いを変更し、さらにその現実を金融庁が後押ししたという形になっています。

連帯保証人という世界に類を見ない悪制度も、縮小の方向に向かっていくのでしょうか。

【原油価格が再び高騰】

中東情勢の緊迫化等で石油の値段が上がっています。前回高騰時に比べて円相場が2割ほど高くなっているため、国内での上昇は緩やかですが、いつ暴騰してもおかしくありません。

個人レベルではエコ運転やガソリン購入方法の工夫を、企業レベルでは燃料消費場面の根本

的な見直し、補助金等を使った省エネ設備・機器の導入等でコスト低減を目指しましょう。

【3月の事務予定】

- ・3月決算法人期末実地棚卸
- ・12月決算建設業決算変更届
- ・1月決算法人確定申告&納税
- ・7月決算法人中間申告&納税
- ・個人事業者の確定申告
- ・自殺対策強化月間
- ・卒業式



知ってお得！？法律雑学

Q. 私の自宅は閑静な住宅街にあります。自宅前の道路は駐車禁止場所ではありません。先日、友人が泊まりに来たとき、その道路に車を止めていたら赤切符を切られました。何故ですか？

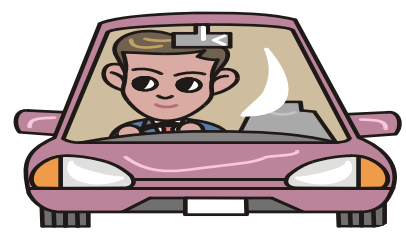
A. 道路交通法の駐車違反とは別に、保管場所法の駐車違反というものがあります。標識や表示による駐車禁止とならない場所であっても、「道

路上の同一の場所に引き続き12時間以上（夜間は8時間以上）駐車することとなる行為」はこの法律違反となり、「20万円以下の罰金」が課されます。また、道路を車庫代わりに使うと「3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金」とさらに厳しい罰則が課されます。

保管場所法には道路交通法のような反則金制度はないので、本来のペナルティである

罰金刑を受け、これは前科になります。

余計な出費を避けるためにも、駐車場を適切に使うように努めましょう。



経営談義

【「非効率」経営のすすめ】

先日、あるビジネス雑誌で非効率経営の時代と題して「内向き」「ムダ」「遠回り」に商機があるという特集が組まれていました。記事の内容は、これらを推し進めて上手くいっているケースが紹介されていましたが、そこには中小企業の生き残りのヒントがありました。

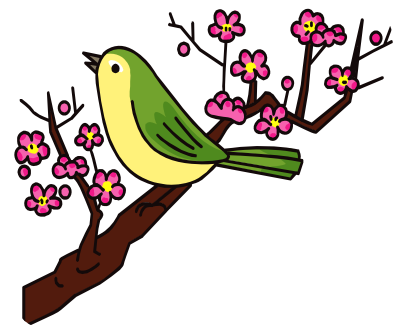
昨今は効率重視の名の下に極カムダを排除する経営が主流になっています。経営指標を使って〇〇率を向上させる



などという手法が代表的なパターンですが、中小企業の現場にいる人は誰もが分かっているとおりに、なかなか数字できっぱり割り切れるということはありません。むしろ効率重視になると、大企業との差が歴然となって中小企業の弱みがクローズアップされることにもなりかねません。

元来、中小企業経営では人間関係に負う部分が大きく、この分野に効率を持ち込むとそもそも人間関係を築くのが難しくなったりします。この場合、目指すべきは効率ではなく、効果ということになるでしょう。例えば、一方的に経費を削減するのではなく、その効果について今一度検証することも必要でしょう。

対顧客、対取引先など、関係先との絆を強化することによって利益を獲得することは、もともと中小企業が得意とする戦法でした。何も考えないムダの垂れ流しは絶対避けるべきですが、そのムダが本当のムダなのか、一歩進めてそこから効果を得ることはできないか、これまで切り捨てることばかりに傾いていた頭を、少しばかり切り替える必要もありそうです。



先日、体の重さを感じたので体重計に乗ったら体脂肪率が18%を超えていました。これはまずいと思って日常生活の中に運動を組み込んだら、一週間で14%まで下がりました。「デブ」には絶対なりません。

私の事務所は個人事業なので、この時期には決算と納税がありま。皆さん同様私も納税の痛みは十分感じます。その痛みを和らげるため、この時期が満期になる積立預金をしています。金額は僅かですがその効果は絶大です。皆さんにもぜひお勧めです。

あじわ

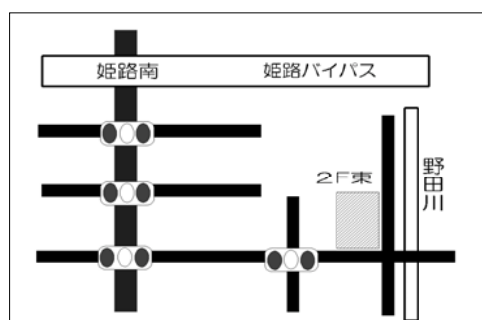
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp